



金 沢 市 公 報

第 2 8 7 8 号

平成28年(2016年)9月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定について (")	5
●告 示		●選挙管理委員会告示	
○平成28年告示第140号(金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について)の一部改正について		○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について	
(歩ける環境推進課)	1	(選挙管理委員会)	5
○児童福祉法の規定による事業者の指定について		○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
(障害福祉課)	1	○教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について	
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について		(")	6
(地域保健課)	2	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置に係る許可に関する申請書等の縦覧について(環境指導課)	2	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
●公 告		●公営企業告示	
○予防接種を行うことについて(2件)		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	6
(健康政策課)	3	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	7
●教育委員会告示			
○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について			
(文化財保護課)	5		

告 示

●金沢市告示第272号

平成28年告示第140号(金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について)の一部を次のように改正する。

平成28年9月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

表中

金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場	金沢市香林坊2丁目1番地先	自転車	午前10時から午後9時まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	を に
-----------------------	---------------	-----	---------------	-------------------------	--------

金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場	金沢市香林坊2丁目1番地先	自転車	午前10時から午後9時まで	平成28年4月1日から同年9月15日まで
-----------------------	---------------	-----	---------------	----------------------

改める。

●金沢市告示第273号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のと

おり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成28年9月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102582	放課後デイサービス あんじゅ	金沢市割出町76番地	株式会社ひまわり	金沢市松寺町卯90番地4	放課後等デイサービス	特定無し	平成28年9月1日

●金沢市告示第274号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成28年9月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 のむらクリニック	金沢市疋田2丁目144番地	平成28年8月1日

●金沢市告示第275号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に関する許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設の設置により周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供します。

なお、同条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、金沢市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成28年9月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 申請をした者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名 称 株式会社北陸環境サービス
 - (2) 所 在 地 金沢市長坂3丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名 富山 盛貴
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
金沢市平栗ヲ1番1ほか127筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
管理型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物
- 5 申請年月日
平成28年9月5日
- 6 縦覧場所
金沢市環境局環境指導課
- 7 縦覧期間
平成28年9月12日から同年10月12日まで
- 8 縦覧時間
午前9時から午後5時45分まで
- 9 意見書の記載事項

- (1) 生活環境保全上の見地からの意見
 - (2) 提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - (3) 対象事業の名称
- 10 意見書の提出期間
平成28年9月12日から同年10月26日まで
- 11 意見書の提出先
金沢市環境局環境指導課

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成28年9月12日から 平成29年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		

結核（BCG）	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
インフルエンザ菌 b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
小栗 真人	鈴木レディスホスピタル	金沢市寺町2丁目8番36号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかる ものに限る。)	(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成28年9月12日から 平成29年3月31日まで	別表のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者

- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
 - (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
 - 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期的予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。
- 別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
塗谷 栄治	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第9号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成28年9月12日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表に次のように加える。

彫刻	<small>せきぞうこんごうきしりゆうぞう うんぎょう</small> 石造金剛力士立像（吽形）	1 軀	金沢市長土塀1丁目16番6号 今枝仁王尊奉賛会	指定平成28年9月12日
----	------------------------------------------------------	-----	----------------------------	--------------

●金沢市教育委員会告示第10号

金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第20条第1項及び第2項の規定により次のものを金沢市選定保存技術として選定し、及びその保持者又は保存団体を認定したので、同条第3項において準用する同条例第7条第1項の規定により告示します。

平成28年9月12日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

名 称	保持者又は保存団体	選定年月日
		認定年月日
<small>まとい</small> 加賀纏製作	金沢市大手町1番21号 坪野 進	選定平成28年9月12日
		認定平成28年9月12日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,544人

●金沢市選挙管理委員会告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,721人

●金沢市選挙管理委員会告示第70号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,721人

●金沢市選挙管理委員会告示第71号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,544人

●金沢市選挙管理委員会告示第72号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,861人

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第25号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年9月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成28年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 33,420円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 38,800円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 34,000円

2 原料価格変動額 55,500円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 34,000円（1トン当たり平均原料価格）＝ 55,500円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-55,500円(原料価格変動額)÷100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から45.51円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

4 平成28年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	202円45銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	200円45銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	187円95銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	186円12銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	181円12銭

●金沢市公営企業告示第26号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年9月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成28年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 38,800円

(2) 原料価格変動額 47,500円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格)-38,800円(1トン当たり平均原料価格)=47,500円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-47,500円(原料価格変動額)÷100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から96.90円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成28年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	377円74銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	368円64銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成28年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 38,800円

(2) 原料価格変動額 47,500円

算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 38,800円(1トン当たり平均原料価格) = 47,500円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 47,500円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から96.90円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	359円49銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	350円39銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 38,800円

- (2) 原料価格変動額 47,500円

算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 38,800円(1トン当たり平均原料価格) = 47,500円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 47,500円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から96.90円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	363円40銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	354円30銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成28年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 38,800円

- (2) 原料価格変動額 47,500円

算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 38,800円(1トン当たり平均原料価格) = 47,500円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 47,500円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から96.90円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	351円90銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	342円80銭

平成28年(2016年)9月12日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)9月12日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄